令和元年度決算 目的税(入湯税・都市計画税)の使い道について

1. 入湯税の使い道

入湯税は、観光の振興や環境衛生施設の整備などのための目的税で、次の事業に充てています。

(表示単位未満四捨五入)

事	業	区	分	事業費 (千円)	一般財源(千円)	充当額 (千円)	
観	光	事	務	10, 403	10, 403	8, 658	
(一社)西尾市観光協会支援事業				50, 084	50, 084	10, 920	
計				60, 487	60, 487	19, 578	

2. 都市計画税の使い道

都市計画税は、都市計画事業などのための目的税で、次の事業に充てています。

(表示単位未満四捨五入)

	(数7:平屋/内阁日泊亚/					
事	業	区	分	事業費 (千円)	一般財源(千円)	充当額 (千円)
街	路	事	業	73, 917	43, 409	42, 571
公	園	事	業	132, 800	82, 600	81,005
下	水	道 事	業	1, 318, 001	1, 318, 001	1, 292, 551
土	地区画	整理事	業	229, 004	229, 004	224, 582
公債費(都市計画事業関連)				73, 429	73, 429	72, 011
計				1, 827, 151	1, 746, 443	1, 712, 720

※充当額は、都市計画税の決算額を各事業費の一般財源額によりあん分して算出した額です。